



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ - 第18号 (平成23年12月8日号)

破産のデメリット

借金に困ったときの手続として、破産を思い浮かべる方は多いのではないのでしょうか。破産は、借金をゼロにする手続(免責)ですが、その破産手続が終わるまでは、例えば警備員や保険外交員としての仕事など、一定の職業に就くことが出来ない、という制約があります。また、住宅ローンが残っている場合に破産すると、住宅を第三者に売却し手放す必要が出てきますから、居住している住宅から引越しないといけなくなります。

このように、破産手続では、借金がゼロとなるものの、一定の職業に就けない、あるいは住宅ローンがある場合には引越しを余儀なくされる、というデメリットもあります。



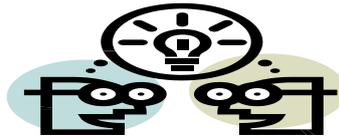
個人再生とは

そこで、今述べたようなデメリットを解消しながら借金の整理を行う手続として、個人再生があります。

個人再生手続は、破産のように借金はゼロにならないですが、裁判所に借金の一部をカットしてもらい、残った債務を原則3年(特別な事情がある場合は5年まで延長可)かけて返済する手続です。そのため、将来にわたって継続的に収入が得られる方に馴染む手続といえます。

この個人再生手続のうち、**小規模個人再生**と呼ばれる手続では、裁判所に提出した再生計画について、債権者の過半数の同意(不同意者が債権総数の半数に満たず、かつ、その議決権の額が議決権総額の2分の1を超えない)が必要となります。

他方で、**給与所得者等再生**と呼ばれる手続では、債権者の同意は不要ですが、再生計画に従って返済を続ける事ができる定期的な収入を得る見込みが強く求められるのです。



居住用住宅の確保のために

また、再生手続では、住宅ローンの返済を続けながら、住宅ローン以外の借金についてのみ一部カットする方法も存在します。もっとも、住宅ローンといっても、住宅ローンの金融機関以外の抵当権がある場合や居住用住宅ではない場合などは、この方法を用いることは出来ません。

破産手続ではなく再生手続を考えるとしても、どの手続が良いのか、まずは弁護士にご相談下さい。
(見之越常治)



法律フク★クイズ

子どもの権利条約は1989年にできました。まだ批准(守ると約束)していない国はどこでしょう。

1. 日本 2. アメリカ 3. イラク
正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、個人再生手続として、小規模個人再生手続と給与所得者等再生手続の2種類があります。前記事も参考にしてください。



平成23年12月と 平成24年1月の法律相談会 のご案内

●「まちかど生活相談会」

12月13日(火)・14日(水)
10時～17時/相談無料(予約不要)/場所:広島駅南口地下広場(エールエール地下広場)/主催:反貧困ネットワーク広島

●「生活保護無料相談会(電話)」

12月13日(火)・14日(水)
10時～17時/電話番号(当日限定):0570-029414/主催:生活保護支援中国ネットワーク

●「冬の無料相談会 in 大竹支所」

平成24年1月14日(土)
10時～18時(各相談時間は40分)/相談無料(事前予約が必要)/場所 & 問合せ先:大竹支所(TEL:0827-54-1222)(JR大竹駅から徒歩2分、大竹市新町1-8-3アーバンタワー大竹1階)

当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、**尾道支所**(TEL:0848-21-0045)と**大竹支所**(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士:二國則昭、定者吉人、紅山綾香、見之越常治、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)